

広島県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十七年八月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年八月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東広島白木線	東広島市志和町志和堀字関川山二二四番一五地先から 東広島市志和町志和堀字関川山二二四番一三地先 広島市界まで	平成二十七年八月六日